

衛生委員会議事録（第 31 回）

日 時	2019 年 12 月 20 日 16 : 00	
場 所	本社会議室 Milan (8 人円卓)	
出席者	委 員 長	人事総務部 高野
	産 業 医	諏訪内医師
	衛生管理者	人事総務部 高野
	事 務 局	人事総務部 清水
	委 員	内部監査室 神原、マーケティング部 佐藤
議 題	(1) 休職者・労働災害・長時間労働者の報告 (2) 産業医の講話	
決定事項・報告事項	(1) 2019 年 11 月度について、休職者、長時間労働者、労働災害の状況について説明があった。 (2) 諏訪内医師より、パワーハラスメント（パワハラ）について衛生委員会委員が受講。内容は下記のとおり。 ・パワハラとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。 ・パワハラの行為類型は、①身体的な攻撃、②精神的な攻撃、③人間関係からの切り離し、④過大な要求、⑤過小な要求、⑥個の侵害、等。 ・パワハラによる影響は、①職場の雰囲気が悪くなる、②従業員の心の健康を害する、③従業員が十分に能力を発揮できなくなる、④職場の生産性が低下する、等。 ・パワハラ行為者の責任は、①民事上の責任として損害賠償請求、②刑事罰、③社会的信用、社会的地位を失う、等。 ・職場の業務を円滑に進めるために、管理職には一定の権限が与えられており、業務上必要な指示や注意・指導などもその一つ。厳しい指導であっても、「業務上の適正な範囲」と認められる限り、パワハラには当たらない。	
その他		